令和3年6月

大和市役所　街づくり計画課

「特定生産緑地指定の手引き」

生産緑地を所有されている方へ

■ 平成4年及び平成5年に告示された生産緑地のうち、
特定生産緑地に未指定のものを所有されている方を対象に、
手続きに必要な書類をお送りしています。
期限後の手続きは、受け付けできませんので、
この手引きをよく読んで、手続きを行ってください。

■ 書類の内容をご確認いただき、指定のご意向がある方は、
書類の提出前に、所有者立ち会いの下、
営農状況・境界等について、**現地調査**を行います。
まずは、日程調整のため、市役所までご連絡ください。

（街づくり計画課：046-260-5443）

【お送りした書類】

- 特定生産緑地指定の手引き　…本冊子
- 特定生産緑地指定申出書　…提出書類（1）
- 特定生産緑地指定同意書　…提出書類（2）
- 生産緑地の管理について　…（緑色）
- 返信用封筒　…（青色）（料金は市役所が負担します。）

注意事項

※ 他に共有者がいる場合、代表者のみにお送りしています。代表者は、共有者等と相談のうえ、申出を検討してください。

※ 平成4年に告示された生産緑地のうち、一筆でも特定生産緑地の指定を希望しない場合、後日別途、**「特定生産緑地指定を希望しない旨の確認書」**をご提出いただきます。詳細については、市役所からの連絡をお待ちください。

【目次】

1.　提出書類作成の手順　…P.4

2.　お送りした書類　…P.5

3.　市役所へ提出する書類　…P.6

4.　提出方法　…P.7

5.　農地等利害関係人の同意の取得　…P.8

6.　記入方法　…P.9～13

7.　Q&A　…P.14～16

◎　案内図（横浜地方法務局　大和出張所）　…P.17

1.提出書類作成の手順 ①～⑨

特定生産緑地指定のために、進めていただく手続きは以下のとおりです。

① 本冊子の内容を確認

指定申出の方法について、本冊子の内容をご確認ください。

② 市役所への連絡（現地調査の日程調整）

書類の提出前に、現地調査が必要です。市役所までご連絡ください。
（街づくり計画課：046-260-5443）

③ 現地調査

所有者立ち会いの下、市役所が現地調査を行います。
市役所が指定相当と判断した場合、申出書を受け付けます。

④ 農地等利害関係人の確認

ご自身が所有している生産緑地について、土地全部事項証明書（登記簿謄本）の権利部を確認し、農地等利害関係人を把握してください。（8ページ参照）
※土地全部事項証明書（登記簿謄本）及び公図の写しは、
法務局で取得してください。（6ページ参照）

⑤ 指定希望地の決定

ご家族や他の共有者等と相談し、指定希望地を決定してください。

⑥ 申出書の作成

特定生産緑地指定申出書にご記入ください。（10～11ページ参照）

⑦ 同意書の作成

指定希望地の農地等利害関係人は、特定生産緑地指定同意書に
記入・押印してください。（押印は実印です。）（12～13ページ参照）
また、権利者全員の印鑑登録証明書等の必要書類を集めてください。

⑧ 申出書と同意書のコピー及び保管

申出書と同意書は必ず控え（コピー）をとり、ご保管ください。
（問合せの際に必要となることがあります。）

⑨ 提出書類のチェック、市役所へ郵送 提出期限8／2（月）

返信用封筒（青色裏面）の「チェックリスト」を確認のうえ、提出書類を封入し、
提出期限までに簡易書留で市役所に発送してください。（料金は市役所が負担。）

● 特定生産緑地の指定

市役所による法定手続きを経て、令和3年度中に指定する予定です。

※ 指定を希望しない土地について、別途、提出していただく書類があります。
対象の方には、後日、市役所よりご連絡します。

2. お送りした書類

今回お送りしている書類は以下のとおりです。

不足分がないか、必ずご確認ください。

なお、他に共有者がいる生産緑地の場合、代表者1名宛てに書類一式をお送りしています。土地登記簿の情報を基に、市役所にて代表者を任意で選出しています。不都合等があれば、市役所までご連絡ください。

● 特定生産緑地指定の手引き …本冊子

必ず内容をご確認ください。

● 特定生産緑地指定申出書 …提出書類（1）

所有されている生産緑地のうち、平成4年及び平成5年に告示されたもので、特定生産緑地に未指定のものが全て記載されています。

ただし、一部の土地については、市役所にて記載を除外しています。

疑義のある方は、必ず市役所にご連絡ください。

ご家族や他の共有者等と相談し、改めてご確認ください。

● 特定生産緑地指定同意書 …提出書類（2）

農地等利害関係人ごとの同意書を同封しています。権利者ごとに、ご自身の権利が記載されているものに記入・押印（実印）してください。

同意書には、予め市役所が権利者ごとの情報を記載しています。

記載された以外の権利者が存在する場合は、必ず市役所にご相談ください。

● 生産緑地の管理について …（緑色）

生産緑地の適正な管理等についてのご案内です。

● 返信用封筒 …（青色）

簡易書留での発送時にお使いください。

料金は市役所が負担します。

3. 市役所へ提出する書類

特定生産緑地指定のために提出する書類は以下のとおりです。

必ず提出する書類		説明
(1)	特定生産緑地指定申出書	今回お送りした書類に同封されています。 記入方法については、9～13ページをご確認ください。 【(2)同意書】は、農地等利害関係人**全員分の提出が必要**です。
(2)	特定生産緑地指定同意書	
(3)	土地全部事項証明書(登記簿謄本)	法務局で取得してください。(有償)(※横浜地方法務局大和出張所の所在地は17ページを参照。) 【(3)全部事項証明書】は、指定希望地の**全てのものが必要**です。 【(4)公図の写し】は、指定希望地の**全ての土地(筆)の形状が確認できるように**、取得してください。(※16ページのQ14を参照。) 発行から3か月以内のものが必要です。
(4)	公図の写し	
(5)	印鑑登録証明書	居住地の市役所等で取得してください。(有償) 農地等利害関係人**全員分の提出が必要**です。 発行から3か月以内のものが必要です。
必要に応じて提出する書類		説明
(6)	住所の変更を証明する書類	【(3)全部事項証明書】と【(5)印鑑登録証明書】に記載の農地等利害関係人の住所が異なる場合に必要です。 事前に市役所にご相談ください。
(7)	その他市長が必要とする書類等	相続登記が未完了の場合等に必要です。 事前に市役所にご相談ください。

※ 農地等利害関係人が複数名いる場合、代表者はご自身の(1)～(5)と、農地等利害関係人の(2)と(5)を取りまとめのうえ、提出してください。その他、必要に応じて(6)～(7)を提出してください。

※ 農地等利害関係人については、8ページをご覧ください。

4. 提出方法

原則として、郵便局の窓口から、**簡易書留**で発送してください。

個人情報や印鑑登録証明書が入った書類を送付することになります。そのため、安全性向上及びご自身が送達を確認できる**簡易書留**での郵送をお願いしております。同封の**返信用封筒（青色）**をお使いいただければ、**市役所が料金を負担**いたします。

提出期限 ： 令和3年8月2日（月）まで

※**平成4年**に告示された生産緑地は、これが**期限**となります。

提出前に、封筒（裏面）の**「チェックリスト」**を必ずご確認ください。

申出書等の提出後は、原則として取り下げや内容の修正はできません。ご家族や他の共有者等とよく相談のうえ、提出してください。
ただし、特別な事情が生じた場合は、個々の事情によって判断いたしますので、ご相談ください。

5. 農地等利害関係人の同意の取得

農地等利害関係人が複数名いる場合、所有者（代表者）の方は、全員の同意を取得していただき、各種提出書類を取りまとめのうえ、ご提出ください。

農地等利害関係人とは、以下のような土地に関する権利者及び登記名義人をいいます。

所有権
対抗要件を備えた地上権、賃借権
登記した永小作権、先取特権、質権、抵当権
を有する者

これらの権利に関する仮登記、差押えの登記
農地等に関する買戻しの特約の登記
の登記名義人

※ 農地等利害関係人は、土地全部事項証明書（登記簿謄本）の**「権利部」**で確認できます。

※ 特定生産緑地の指定には、上記の農地等利害関係人**全員分の同意が必要**です。金融機関等の抵当権者の同意も必要です。所有者（代表者）は抵当権者に、同意書への記入・押印を依頼し、印鑑証明書を取得してください。

※ 抵当権者向けの資料は大和市のホームページで公開しています。必要に応じて、ご活用ください。
（ホームページ URL）
http://www.city.yamato.lg.jp/web/shinsa/tokuteiseisan.html

※ **税務署の抵当権につきましては、市役所が一括で同意を取得いたします**ので、代表者による同意取得は不要です。

※ **同意書に予め市役所が記載した以外の権利者が存在する場合は、必ず市役所にご相談ください。**

6.記入方法

以下の注意事項をご確認ください。

● 消えるボールペンや鉛筆等、消えるペンでの記入は**無効**です。

● 修正ペンや修正テープの使用は**無効**です。
記入を間違えた場合、**訂正箇所を二重線**で消してください。
同意書の内容を訂正する場合、**実印**（印鑑登録証明書と同一の印）を訂正印として押印してください。

● 書類を提出後、追加で訂正等が必要な場合は、市役所へのご来庁をお願いする場合があります。

記入方法に不明点がある場合や指定に際してご相談がある場合等は、窓口で個別相談を受け付けます。
事前に電話連絡で、予約をとったうえで、ご来庁ください。

【問い合わせ先】
大和市役所　街づくり計画課　都市計画係
〒242-8601　大和市下鶴間1－1－1
市役所本庁舎　4階
電話：046－260－5443　※土日祝日を除く
午前8：30～12：00、午後1：00～5：00

記入例（1） 特定生産緑地指定申出書

※共有の場合、代表者（所有者）のみ提出してください。

提出書類（１）

No.2

大和　太郎　様

特定生産緑地指定申出書

① 記入日をご記入ください。

令和　3　年　●　月　●　日

大　和　市　長　　あて

② 申出者の情報をご記入ください。共有の場合、代表者の情報をご記入ください。

申出者
（所有者）

住　所　大和市下鶴間一丁目1番1号

フリガナ　ヤマト　　タロウ

氏　名　大和　太郎

電　話　046　－　260　－　5443

次の生産緑地について、生産緑地法（昭和４９年法律第６８号）第１０条の２第１項に規定する特定生産緑地の指定について、申し出ます。

１．申出生産緑地所在及び地番	「特定生産緑地への指定申出地一覧表」（右表）のとおり	
２．添付書類	農地等利害関係人の特定生産緑地指定同意書（提出書類（２））	●　通
	指定希望地の全部事項証明書（土地登記簿謄本）	●　通
	指定希望地の公図の写し	●　通
	農地等利害関係人の印鑑登録証明書（法人にあっては印鑑証明書）	●　通
		●　通

③ 各種添付書類の通数をご記入ください。
詳細については、手引きの6ページをご参照ください。

※市役所使用欄へのご記入は不要です。

（注意）１．※市役所使用欄には記入しないこと。
２．登記事項証明書については、申出生産緑地の一筆毎に添付すること。

「特定生産緑地への指定申出地一覧表」※指定を希望しない土地は、二重線で消してしてください。

生産緑地地区番号	所在及び地番	地積（㎡）	生産緑地地区告示日	申出基準日
901	大和市下鶴間一丁目 3041 番 7	400	平成 4 年 11 月 13 日	令和 4 年 11 月 13 日
901	大和市下鶴間一丁目 3041 番 8	123	平成 4 年 11 月 13 日	令和 4 年 11 月 13 日
951	大和市下鶴間一丁目 2830 番 1	151	平成 4 年 11 月 13 日	令和 4 年 11 月 13 日
951	大和市下鶴間一丁目 2830 番 2	360	平成 4 年 11 月 13 日	令和 4 年 11 月 13 日
951	大和市下鶴間一丁目 2830 番 3	79	平成 4 年 11 月 13 日	令和 4 年 11 月 13 日
~~951~~	~~大和市下鶴間一丁目 2830 番 4~~	~~66~~	~~平成 4 年 11 月 13 日~~	~~令和 4 年 11 月 13 日~~

④ 記載された生産緑地のうち、指定を希望しない土地がある場合、対象の土地の情報を二重線で消してください。
必ず同意書の内容と照合し、内容が一致していることをご確認ください。

※ 所有されている生産緑地のうち、平成4年及び平成5年に告示された生産緑地で、特定生産緑地に未指定のものが全て記載されています。
ただし、一部の土地については、市役所にて記載から除外しております。
疑義のある方は、必ず市役所にご連絡ください。
ご家族や他の共有者等と相談し、指定希望地を決定してください。

複数の所有者がいる生産緑地の場合、代表者1名宛てで書類一式をお送りしています。代表者は、土地全部事項証明書（登記簿謄本）の情報を基に、市役所にて 任意で選出しております。不都合等があれば、市役所までご連絡ください。

記入例（2） 特定生産緑地指定同意書

※農地等利害関係人が複数名いる場合、**全員分を提出**してください。

※記載内容を必ず確認し、権利者**ご自身が記入・押印**してください。

～所有権者の場合～

提出書類（２）所有権者用

No.567

大和　太郎　様

特定生産緑地指定同意書

令和　3　年　●　月　●　日

大　和　市　長　　あて

住　所　大和市下鶴間一丁目1番1号

氏　名　大和　太郎　（実印）

（印鑑登録をしている印鑑）

電　話　046 ― 260 ― 5443

（昭和４９年法律第６８号）第１０条の２第１項に規定

指定同意（○・×）	生産緑地地区番号	所在及び地番	地積（㎡）	所有者の氏名	共有者の有無	権利の種類
○	901	大和市下鶴間一丁目 3041 番 7	400	大和　太郎	有	所有権
○	901	大和市下鶴間一丁目 3041 番 8	123	大和　太郎	有	所有権
○	951	大和市下鶴間一丁目 2830 番 1	151	大和　太郎	無	所有権
○	951	大和市下鶴間一丁目 2830 番 2	360	大和　太郎	無	所有権
○	951	大和市下鶴間一丁目 2830 番 3	79	大和　太郎	無	所有権
×	~~951~~	~~大和市下鶴間一丁目 2830 番 4~~	~~66~~	~~大和　太郎~~	~~無~~	~~所有権~~

実印

① 記入日をご記入ください。

② 記載内容を確認のうえ、権利者の情報をご記入ください。必ず実印（印鑑登録証明書と同一の印）を押印してください。

③ 指定に同意する土地に○を、同意しない土地に×を、記入してください。

④ 記載された生産緑地のうち、指定に同意しない土地がある場合、対象の土地の情報を、二重線で消して、訂正印として、実印を押印してください。
必ず申出書及び他の同意書の内容と照合し、内容が一致していることをご確認ください。

～抵当権者、根抵当権者の場合～

※金融機関等の抵当権者の同意は必要です。所有者（代表者）は、抵当権者に「同意書への記入・押印」を依頼し、「印鑑証明書」を取得してください。

※税務署が抵当権者になっている抵当権については、提出不要です。

※抵当権者向けの資料は市役所のホームページで公開しております。

URL http://www.city.yamato.lg.jp/web/shinsa/tokuteiseisan.html

提出書類（２）抵当権者用

No.567

株式会社ヤマトン銀行　様

特定生産緑地指定同意書

令和　3　年　●　月　●　日

大　和　市　長　　あて

所在地　大和市大和南一丁目8番1号

名称及び代表者名　株式会社ヤマトン銀行　代表取締役　ヤマトン　実印

（印鑑証明書の印鑑）

電　話　046　－　260　－5443

昭和４９年法律第６８号）第１０条の２第１項に規定

指定同意（○・×）	生産緑地地区番号	所在及び地番	地積（㎡）	所有者の氏名	共有者の有無	権利の種類
○	901	大和市下鶴間一丁目 3041 番 7	400	大和　太郎	有	抵当権
○	901	大和市下鶴間一丁目 3041 番 8	123	大和　太郎	有	抵当権
○	951	大和市下鶴間一丁目 2830 番 1	151	大和　太郎	無	抵当権
○	951	大和市下鶴間一丁目 2830 番 2	360	大和　太郎	無	抵当権
○	951	大和市下鶴間一丁目 2830 番 3	79	大和　太郎	無	抵当権
×	~~951~~	~~大和市下鶴間一丁目 2830 番 4~~	~~66~~	~~大和　太郎~~	~~無~~	~~抵当権~~

実印

① 記入日をご記入ください。

② 記載内容を確認のうえ、権利者の情報をご記入ください。必ず実印（印鑑証明書と同一の印）を押印してください。

③ 指定に同意する土地に○を、同意しない土地に×を、記入してください。

④ 記載された生産緑地のうち、指定に同意しない土地がある場合、
所有者は、対象の土地の情報を二重線で消してください。
抵当権の債権者は、訂正印として、実印を押印してください。
必ず申出書及び他の同意書の内容と照合し、内容が一致していることをご確認ください。

7. Q&A

令和元年10月にお送りした資料『特定生産緑地制度説明会資料』及び各種書類は、市役所のホームページ及び窓口でも公開しております。

必要に応じて、ご利用ください。

ホームページ URL

http://www.city.yamato.lg.jp/web/shinsa/tokuteiseisan.html

制度の概要

Q1.	特定生産緑地に指定されないまま、生産緑地地区の告示から30年が経過すると、自動的に行為制限は解除されるのか。
A1.	30年が経過しただけでは、行為制限は解除されません。 生産緑地法による買取申出の手続きが必要となります。

Q2.	特定生産緑地に指定された場合、10年間の効力はいつから発生するのか。
A2.	特定生産緑地の指定は、生産緑地地区の告示日から起算して30年経過する日（以下、「申出基準日」という。）までに行う必要があります。実際に、特定生産緑地指定の効力が発生するのは、申出基準日からになります。 例えば、平成4年11月13日に告示された生産緑地の場合、令和4年11月13日に30年が経過します。特定生産緑地指定の効力は、令和4年11月13日から発生します。

Q3.	特定生産緑地に指定された10年間で、相続により所有者が変わった場合、10年という期間は変わるのか。
A3.	現在の生産緑地と同様に、所有者名義が変わっても、10年という期間は変わりません。

Q4.	生産緑地地区は農地等として管理しなければならないが、「等」とは何か。 市内に農地以外の利用をしている事例はあるか。
A4.	畑・田のほか採草放牧地・池・沼が考えられます。 農地以外で指定している生産緑地もあります。

Q5.	生産緑地でない農地等も、特定生産緑地に指定できるのか。
A5.	現在生産緑地ではない農地等は、特定生産緑地に指定することはできません。 まずは、生産緑地地区としての都市計画決定が必要となります。市役所へご相談ください。

Q6.	特定生産緑地に指定後、10年ごとに自動更新されるのか。
A6.	自動更新はされません。特定生産緑地に指定後、10年が経過する前に、市役所から所有者の方へお知らせしますので、改めて手続きを行ってください。

Q7.	土地（筆）の一部を指定したい場合、半分を買取り申出をして土地利用し、残り半分を特定生産緑地に指定することは可能か。
A7.	基本的に可能です。しかし、生産緑地地区の最低の面積は300㎡であるため、現地調査時に面積要件等を満たしているかなどを市役所が確認してから、土地（筆）の一部指定の分筆登記作業を行う必要があります。事前に、市役所にご相談ください。

手続き

Q8.	市役所へ申出書を提出したあと、取り下げや内容の修正はできるか。
A8.	申出書等の提出後は、原則として取り下げや内容の修正はできません。 ご家族や他の共有者等とよく相談のうえ、提出してください。 ただし、特別な事情が生じた場合は、個々の事情によって判断いたしますので、お早めに市役所にご相談ください。

Q9.	市役所の窓口に提出しても良いか。
A9.	窓口での提出も可能です。 ただし、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事前に電話連絡で予約をとった上で、ご来庁ください。

Q10.	金融機関等の抵当権が設定されているが、「農地等利害関係人の同意書」は必要か。
A10.	必要です。所有者（代表者）は、抵当権者に「同意書への記入・押印」を依頼し、「印鑑証明書」を取得してください。 なお、税務署の抵当権の場合には、市役所で一括して同意を取得しますので、必要はありません。

Q11.	農地等利害関係人の一部の同意書が取得できない場合はどうなるのか。
A11.	法律上、全員の同意が必要になりますので、一部の方の同意のみで書類を提出された場合には、受理できません。

Q12.	農地等利害関係人全員の同意の必要があるとあるが、該当者の中に亡くなった方が含まれる場合、その方の分の同意は不要か。
A12.	原則として、特定生産緑地の指定の手続きまでに相続登記を済ませていただき、新しく登記された方の同意が必要になります。相続登記が間に合わない場合、相続人全員（相続人が未定の場合は法定相続人）の同意が必要になります。

Q13.	引っ越しにより、土地全部事項証明書（登記簿謄本）に記載された所有者の住所が、印鑑登録証明書に記載された住所と異なるが、どうしたら良いか。
A13.	土地全部事項証明書（登記簿謄本）及び印鑑登録証明書の住所を、現住所に変更してください。 又は、記載されている住所から現住所までの変更経過が分かる書類をご用意ください。住民票や戸籍の附票等の提出が必要となりますので、市役所へご相談ください。

Q14.	公図の写しは、1つの土地（筆）に対して1枚ずつ提出する必要があるか。
A14.	申出には、指定希望の土地（筆）の全域が含まれ、土地（筆）の形状が分かるような公図の写しが必要です。 1枚の公図の写しに指定希望の土地（筆）の全域が収まっている場合には、公図の写しは1枚だけ取得してください。 指定希望の土地（筆）の一部が途切れてしまう場合、指定希望地の全域が分かるように、複数枚の公図の写しを取得してください。 ※ 1枚ごとに交付料金が発生します。

Q15.	手続きを第三者に委任することができるか。
A15.	申出者は土地登記事項証明書に記載された所有者（共有の場合は代表者）となります。代理人へ手続きを委任する場合、委任状の提出が必要です。

Q16.	提出期限までに提出が間に合わない場合はどうすれば良いか。
A16.	遅れる場合は、必ず市役所までご連絡ください。

Q17.	印鑑登録をしていない権利者がいるが、添付は不要か。
A17.	印鑑登録証明書は必須の提出書類です。お住まいの市役所等で印鑑登録手続きの上、添付してください。

Q18.	特定生産緑地の指定を希望しない農地がある場合はどうすれば良いか。
A18.	「特定生産緑地指定申出書」及び「特定生産緑地指定同意書」をご確認いただき、指定を希望しない土地の情報を二重線で消し、同意書については訂正印（実印）を押印した上で、ご提出ください。 なお、指定を希望しない土地について、別途、提出していただく書類があります。対象の方には、後日、市役所よりご連絡します。

◎案内図（横浜地方法務局　大和出張所）

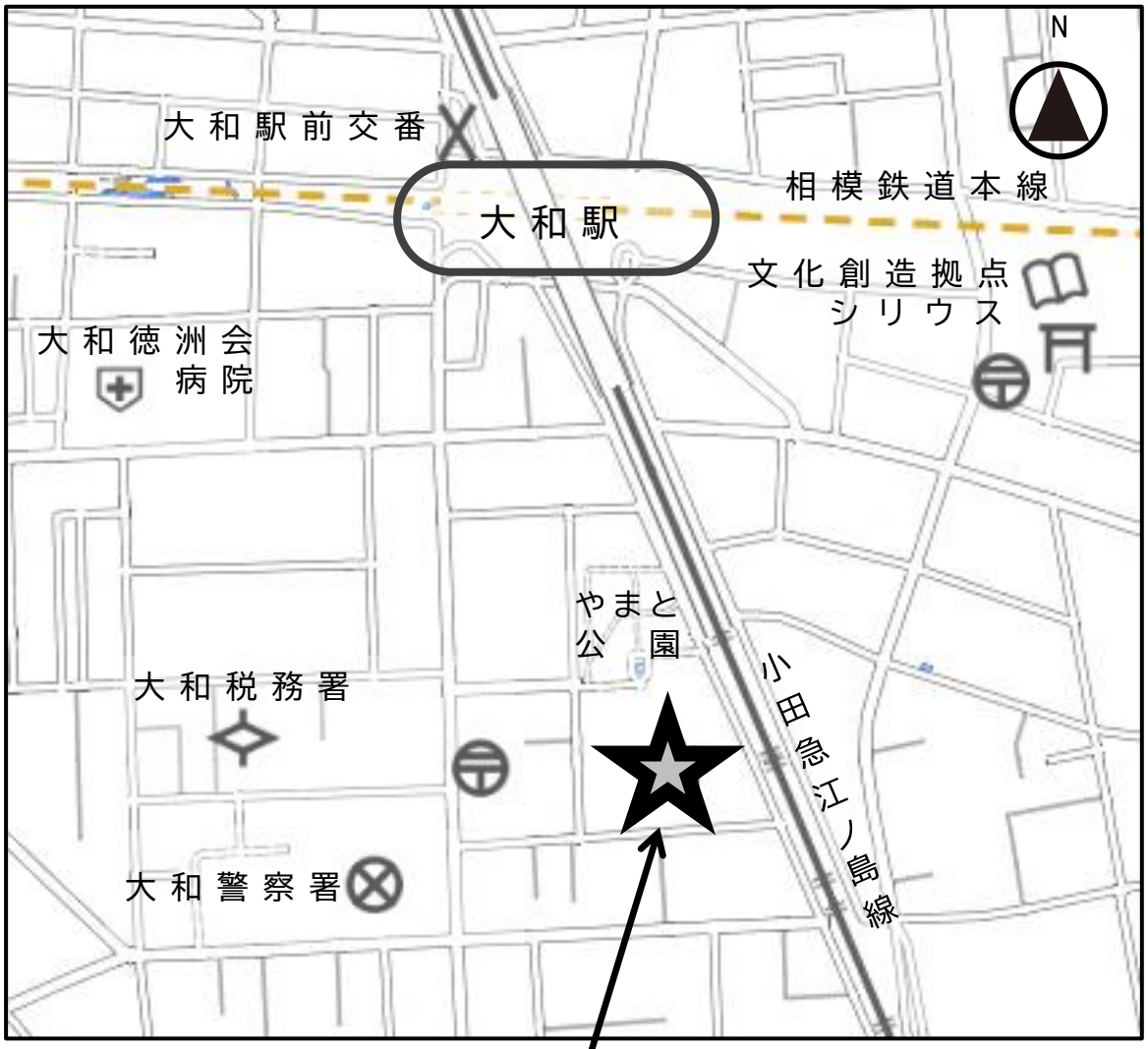

横浜地方法務局　大和出張所

（大和駅より徒歩5分）

住所：大和市中央1−5−20
電話：046−261−2645

【問 い 合 わ せ 先】

大 和 市 役 所　街 づ く り 計 画 課　都 市 計 画 係

〒２４２－８６０１　大 和 市 下 鶴 間 １－１－１

市役所本庁舎 4階

電 話 ：０４６－２６０－５４４３　※土 日 祝 日 を 除 く

午 前 ８：３０～１２：００、午 後 １：００～５：００

http://www.city.yamato.lg.jp/web/shinsa/tokuteiseisan.html